

Ashiya information

お知らせ

令和4年度採用
市職員募集

■募集職種・受験資格

【作業職・1人程度】平成5年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校を卒業した人、または令和4年3月までに卒業見込みの人※大学・短期大学・高等専門学校もしくは専修学校専門課程(修了年限2年以上)を卒業(令和4年3月までに卒業見込み)の人は受験できません

■試験日 2月13日(日)

■申し込み 2月1日～7日(土・日を除く) 午前9時～正午・午後0時45分～5時30分※郵便による申し込みは2月7日(月) 午後5時30分(必着)

■問い合わせ 人事課 ☎38-2019(〒659-8501 住所不要)

確定申告の作成会場の開設



新型コロナウイルス感染症対策のため、自宅でのインターネット申告にご協力ください。

■開設期間 2月16日～3月15日(土・日・祝日を除く)・午前9時～午後4時※来場者多数の日は早めに受け付けを終了する可能性があります

■会場 ラポルテ本館3階ラポルテホール
※筆記用具や計算器具等は持参ください
※芦屋税務署内に作成会場はありません

■問い合わせ 芦屋税務署 ☎31-2131

税申告の受付開始
郵送提出にご協力を

税務署で確定申告をする人は必要ありません。新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送提出にご協力をお願いします。

■期間 2月15日～3月15日

■対象 1月1日時点で市内在住で次のいずれかに当てはまる人

- ▶勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されない人
- ▶前年中に給与所得があり、医療費控除などを受けようとする人
- ▶前年中に公的年金所得があり、医療費控除などを受けようとする人
- ▶前年中に給与所得・公的年金所得以外の所得がある人

得がある人

▶前年中に所得はなく、市・県民税の課税証明などが必要な人

■提出先&問い合わせ 課税課 ☎38-2016
(〒659-8501 住所不要)

前納制度で安くなる
国民年金保険料

保険料は前納すると安くなり、口座振替でさらに安くなります。最長で2年間の前納が可能です。

【口座振替での申し込み方法】

■内容 ①2年前納(15,790円の割引) ②1年前納(4,170円の割引) ③6カ月前納(1,130円の割引)

■振替日 ①②4月末日③4月・10月末日

■持ち物 預(貯)金通帳・その届出印・基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)・申出書

■申し込み 2月末までに金融機関(ゆうちょ銀行を含む)または年金事務所へ

■問い合わせ 西宮年金事務所 ☎0798-33-2944

芦屋市森林整備
計画(案)の縦覧

兵庫県地域森林計画の対象である民有林の整備(伐採・造林等)のための「森林整備計画」を立てています。4月1日から令和14年3月31日までの芦屋市森林整備計画(案)を作成しましたので縦覧します。

※縦覧期間中に市に意見書を提出することができます。意見書は個人情報を除き公表します。

■縦覧・意見書受付期間 2月1日～28日(必着)
(平日・執務時間内)

■縦覧場所 地域経済振興課・市ホームページ

■提出先&問い合わせ 地域経済振興課 ☎38-2033
(〒659-8501 住所不要)

申請・届け出

児童手当・特例給付受給の
皆さんへ現況届の提出を

令和3年10月～令和4年1月分の児童手当・特例給付を2月15日(火)に指定の口座に振り込みます。※現況届が未提出の場合は支給できませんので、至急下記へ提出ください。

■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2117

芦屋市事業者一時支援金
申請要件緩和・期間延長

新型コロナウイルス感染症拡大により売上が大きく減少し、国の月次支援金や兵庫県の協力金の対象にならない中小企業・個人事業主への支援を行います。

■対象 次のすべてにあてはまる人

- ▶市内に本店またはこれに類する事業所等がある中小企業または個人事業主
- ▶令和2年7月1日以前に開業しており、引き続き市内で事業を継続する意図がある
- ▶兵庫県による営業時間短縮要請または休業要請等に伴う協力金の対象となっていない
- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年4月～9月の売上が、令和元年・令和2年の同じ月の売上と比較して、いずれの月も50%以上減少しておらず、かつ20%以上50%未満の範囲で減少した月がある

■申し込み 2月18日(金)〈消印有効〉までに必要書類(市ホームページ参照)をレターパックライトまたはレターパックプラスで「芦屋市事業者一時支援金」と記載して下記へ送付

■問い合わせ 地域経済振興課 ☎38-2033
(〒659-8501 住所不要)

募 集

芦屋市霊園
使用者追加募集

■墓地募集区画数および使用料

種別	面積	使用料/㎡	年間維持費/㎡
普通墓地	1～6㎡未満	75万円	1,220円
	6～12㎡未満	112万5千円	
芝生墓地		112万5千円	

■対象 次のすべてにあてはまる人

- ▶申込日を基準に1年以上継続して、市内に住所(住民登録をしていること)を有していること
- ▶すでに、芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと
- ▶すでに、芦屋市霊園合葬式墓地の生前申込みを行っていないこと
- ▶使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できること
- ▶使用料を概ね1カ月以内に一括納入できること

■申し込み 2月7日～6月24日に必要書類を直接下記窓口へ(先着順)。案内書は2月1日から市役所受付・ラポルテ市民サービスコーナー・霊園事務所窓口で配布

■問い合わせ 芦屋市霊園事務所 ☎38-3105
(朝日ヶ丘町15-7)